

# 大分県報

平成二十九年  
号外（三）  
三月三十日

（木曜日）

## 目次

### 告示

議決された予算の要領……………一

### ○告示

#### 大分県告示第二百五号

平成二十九年大分県議会第一回定例会で議決された予算の要領は、次のとおりである。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成29年度 大分県一般会計予算

平成29年度大分県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ609,806,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

第1表

### 歳入歳出予算

（歳入）

款	項	金額
1 県 税	1 県 民 税	38,201,087
	2 事 業 税	24,184,422
	3 地 方 消 費 税	31,479,672
	4 不 動 産 取 得 税	2,423,636
	5 県 た ば こ 税	1,356,836
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	344,225
	7 自 動 車 取 得 税	1,216,966
	8 軽 油 引 取 税	8,781,432
	9 自 動 車 税	14,145,560
	10 飲 区 税	10,516
	11 狩 猟 税	24,743
	12 産 業 廃 棄 物 税	230,905
2 地方消費税清算金		43,191,000
1 地方消費税清算金		43,191,000
3 地方譲与税		20,487,000

平成二十九年三月三十日

大分県報号外(告示)

一一

4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	423,000	11 寄附金	1 寄附金	28,730	
	2 地方揮発油譲与税	2,668,000		12 繰入金	1 特別会計繰入金	280,720
	3 石油ガス譲与税	118,000			2 基金繰入金	17,982,905
	4 航空機燃料譲与税	4,000		13 繰越金	1 繰越金	100
5 地方交付税	170,100,000	14 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料等		240,837	
6 交通安全対策交付金	1 交通安全対策特別交付金		378,000	2 県預金利子	6,767	
	1 地方交付税		170,100,000	3 貸付金元利収入	46,878,964	
7 分担金及び負担金	1 分担金		203,980	4 受託事業収入	2,138,540	
	2 負担金	3,633,517	5 収益事業収入	3,541,714		
8 使用料及び手数料	1 使用料	6,097,303	6 利子割精算金収入	1		
	2 手数料	1,836,807	7 雑収入	3,976,881		
9 国庫支出金	1 国庫負担金	27,272,198	15 県債	1 県債	71,331,000	
	2 国庫補助金	64,763,206			71,331,000	
	3 委託金	1,215,339	歳入合計		609,806,000	
10 財産収入	1,397,491					

(歳出)		金額			
款	項	額			
1 議会費		1,169,298	5 労働費	4 医務費	5,884,557
	1 議会費	1,169,298		5 薬務生活衛生費	973,565
2 総務費		23,453,473	6 農林水産業費	1 労働政費	163,700
	1 総務管理費	9,256,054		2 職業訓練費	1,471,299
	2 企画費	6,851,024		3 雇用対策費	323,566
	3 徴収税費	4,360,430		4 労働委員会費	93,472
	4 市町村振興費	793,033	7 商工費	1 農業費	10,937,303
	5 選挙費	25,603		2 畜産業費	5,262,961
	6 防災費	1,496,875		3 農地費	16,686,298
	7 統計調査費	310,868		4 林業費	12,223,306
	8 人事委員会費	147,970		5 水産業費	5,699,852
	9 監査委員費	211,616	8 土木費		47,776,917
3 福祉生活費		65,647,924		1 中小企業費	38,832,100
	1 社会福祉費	46,004,555		2 工鉱業費	8,272,898
	2 児童福祉費	17,790,655	3 観光費	671,919	
	3 生活保護費	1,700,633		80,982,891	
	4 災害救助費	152,081	4 保健環境費	1 土木管理費	6,003,205
4 保健環境費		34,477,886		2 道路橋梁費	45,439,290
	1 公衆衛生費	24,049,226		3 河川海岸費	20,066,728
	2 環境保全費	1,740,930		4 港湾費	2,851,207
	3 保健所費	1,829,608		5 都市計画費	4,919,713

平成二十九年三月三十日

大分県報号外(告示)

9 警 察 費	6 住 宅 費	1,702,748	第2表 債務負担行為			4 配 当 割 交 付 金	420,345
						5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	243,345
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	27,443,965	第2表 債務負担行為			6 地 方 消 費 税 交 付 金	21,733,842
						7 コ ー プ 場 利 用 税 交 付 金	240,595
9 警 察 費	2 警 察 活 動 費	26,187,732	第2表 債務負担行為			8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	809,282
						9 利 子 割 精 算 金	1
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	122,061,153	第2表 債務負担行為			14 予 備 費	170,000
						1 子 備 費	170,000
							2 小 学 校 費
						3 中 学 校 費	24,476,824
						4 高 等 学 校 費	29,291,019
						5 特 別 支 援 教 育 費	9,717,891
						6 大 学 費	1,638,747
						7 社 会 教 育 費	2,029,601
8 保 健 体 育 費	2,584,796						
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	12,276,058	第2表 債務負担行為			1 民 間 活 力 導 入 職 員 宿 舎 整 備 事 業	千円 平成29年度から平成31年度まで 1,392,600
						2 知 事 公 舎 建 替 事 業	平成29年度から平成30年度まで 254,216
12 公 債 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	7,445,677	第2表 債務負担行為			3 地 方 債 の 共 同 発 行 に よ っ て 生 ず る 連 帯 債 務	共同発行総額1,206,000,000千円から大分県の発行額15,000,000千円を除いた額1,191,000,000千円並びにその利子
						1 公 債 費	平成29年度から平成30年度まで 12,073
13 諸 支 出 金	1 積 立 金	53,813,019	第2表 債務負担行為			4 自 動 車 税 納 税 通 知 書 作 成 等 業 務 委 託 料	平成29年度から平成32年度まで 52,894
						5 税 務 業 務 ア ウ ト ソ ー シ ン グ 推 進 事 業	平成29年度から平成31年度まで 10,978
						6 建 物 賃 借 料	
13 諸 支 出 金	2 地 方 消 費 税 清 算 金	29,965,296	第2表 債務負担行為			4 自 動 車 税 納 税 通 知 書 作 成 等 業 務 委 託 料	平成29年度から平成30年度まで 12,073
						5 税 務 業 務 ア ウ ト ソ ー シ ン グ 推 進 事 業	平成29年度から平成32年度まで 52,894
						6 建 物 賃 借 料	平成29年度から平成31年度まで 10,978
13 諸 支 出 金	3 利 子 割 交 付 金	138,063	第2表 債務負担行為			4 自 動 車 税 納 税 通 知 書 作 成 等 業 務 委 託 料	平成29年度から平成30年度まで 12,073
						5 税 務 業 務 ア ウ ト ソ ー シ ン グ 推 進 事 業	平成29年度から平成32年度まで 52,894
						6 建 物 賃 借 料	平成29年度から平成31年度まで 10,978

7	県立芸術文化短期大学整備事業	平成29年度から平成30年度まで	2,113,328			(3) 償還期限 7年以内	
8	おおいた子育てほっとクーポン活用事業	平成29年度から平成31年度まで	38,104			16,852	
9	地域を担うNPO協働モデル創出事業	平成29年度から平成31年度まで	16,000			5,751	
10	信用保証協会の中小企業制度資金（一般分）の貸付けに伴う保証料率軽減に対する補助	平成29年度から平成48年度まで	1,533,829			1,433	
11	工業団地開発推進事業	平成29年度から平成30年度まで	210,862			35,219	
12	職業訓練等業務委託料	平成29年度から平成30年度まで	118,325			5,465	
13	農業近代化資金等利子補給	平成29年度から平成55年度まで	266,221			188,767	
14	天災融資法に基づく災害資金損失補	平成29年度から平成42年度まで		1 損失補償の額 融資元本の償還期限到来後3か月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった金額の100分の80以内 2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限到来後3か月を経過した後、市町村が融資機関と締結した損失補償契約に基づき損失補償を行う場合に補償を履行する。 3 融資条件 (1) 融資枠 5億円 (2) 貸付利子 年 1.00%	22 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。）が農地中間管理機構（以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。）に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことに基づいて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。	甲が乙に資金を貸し付けたときから、当該期限の償還期限の履行日とまで	1 損失補償の額 貸付金の償還期限（甲が当該貸付金の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合）にはその支払期日、その他の償還期限の変更があった場合とは、その変更後の期日とする。）において甲が弁済を受けずに元金及び延滞金並びに違約金の合計額に相当する金額 2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限後、甲の指示に従い、甲に補償を履行する。 3 乙の主な借入条件 (1) 借入金額 165,000千円 (2) 利率

		(3) 無利子 償還期限 借入日から10年以内 (4) 延滞金及び違約金の計 算利率 延滞金 年 10.95% 違約金 年 10.95%						
23	小水力発電日出生地区施設整備事業	平成29年度から 平成30年度まで	120,000					
24	農村振興総合整備抜開地区水路建設事業	平成29年度から 平成30年度まで	80,000					
25	障害防止周辺水路改修事業	平成29年度から 平成30年度まで	530,854					
26	防災ダム放生溜池地区堤体建設事業	平成29年度から 平成31年度まで	195,000					
27	防災ダム大久保溜池地区堤体建設事業	平成29年度から 平成31年度まで	222,000					
28	ため池等竹田南部地区整備事業	平成29年度から 平成30年度まで	144,000					
29	危険ため池大池地区堤体改修事業	平成29年度から 平成31年度まで	159,200					
30	危険ため池前田池地区堤体改修事業	平成29年度から 平成30年度まで	72,000					
31	危険ため池柿迫池地区堤体改修事業	平成29年度から 平成30年度まで	87,500					
32	危険ため池蔵谷池地区堤体改修事業	平成29年度から 平成30年度まで	98,000					
33	危険ため池天神・西ヶ迫地区堤体改修事業	平成29年度から 平成30年度まで	80,000					
34	危険ため池定野尾地区堤体改修事業	平成29年度から 平成30年度まで	69,600					
				35	危険ため池中間大池地区堤体改修事業	平成29年度から 平成30年度まで	115,000	
				36	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第25条の規定により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対し債務保証する。	当該資金ごとの債務保証契約に定めるところによる。	大分県土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金の総額6,000,000千円並びにその利子及び遅延利息	
				37	国道212号道路改良事業（耶馬溪工区）	平成29年度から 平成30年度まで	2,550,000	
				38	国道212号道路改良事業（響峠工区）	平成29年度から 平成31年度まで	2,600,000	
				39	国道212号道路改良事業（日田工区）	平成29年度から 平成30年度まで	140,000	
				40	国道213号道路改良事業（大分空港道路工区）	平成29年度から 平成30年度まで	250,000	
				41	国道217号道路改良事業（平岩松崎工区）	平成29年度から 平成30年度まで	1,370,000	
				42	国道217号道路改良事業（一尺屋工区）	平成29年度から 平成30年度まで	180,000	
				43	国道442号道路改良事業（宗方工区）	平成29年度から 平成31年度まで	200,000	
				44	国道442号道路改良事業（久住工区）	平成29年度から 平成30年度まで	80,000	
				45	県道庄内久住線道路改良事業	平成29年度から 平成30年度まで	50,000	
				46	県道豊後高田安岐線道路改良事業	平成29年度から 平成30年度まで	100,000	
				47	県道玖珠山国線道路改良事業	平成29年度から 平成30年度まで	200,000	

48	県道竹田直入線道路改良事業	平成29年度から平成30年度まで	50,000	62	県道大在大分港線道路施設補修事業 (象島橋)	平成29年度から平成30年度まで	100,000
49	県道大田杵築線道路改良事業	平成29年度から平成30年度まで	150,000	63	県道大在大分港線道路施設補修事業 (弁天大橋)	平成29年度から平成30年度まで	100,000
50	県道国東安岐線道路改良事業	平成29年度から平成30年度まで	400,000	64	県道大在大分港線道路施設補修事業 (三海橋)	平成29年度から平成30年度まで	64,000
51	県道糸原杵築線道路改良事業	平成29年度から平成31年度まで	900,000	65	県道中津山国白転車道線橋梁整備事業 (第四山国川橋)	平成29年度から平成30年度まで	20,000
52	県道四浦日代線道路改良事業	平成29年度から平成30年度まで	50,000	66	桂川河川改修事業	平成29年度から平成30年度まで	25,000
53	県道田野庄内線道路改良事業	平成29年度から平成30年度まで	60,000	67	八坂川河川改修事業	平成29年度から平成30年度まで	60,000
54	県道山内新殿線道路改良事業	平成29年度から平成30年度まで	120,000	68	大谷川河川改修事業	平成29年度から平成30年度まで	35,000
55	県道菅原戸畑線道路改良事業	平成29年度から平成30年度まで	70,000	69	山国川河川改修事業	平成29年度から平成30年度まで	20,000
56	県道大泊浜徳浦線道路改良事業(夙成2工区)	平成29年度から平成30年度まで	50,000	70	金吉川河川整備事業	平成29年度から平成30年度まで	60,000
57	国道197号道路施設補修事業	平成29年度から平成30年度まで	10,000	71	大分川障害防止対策事業	平成29年度から平成30年度まで	91,520
58	国道213号道路施設補修事業	平成29年度から平成30年度まで	25,000	72	玉来ダム建設事業	平成29年度から平成33年度まで	2,800,000
59	国道217号道路施設補修事業	平成29年度から平成30年度まで	60,000	73	土木施設災害復旧事業	平成29年度から平成30年度まで	100,000
60	県道大分臼杵線道路施設補修事業	平成29年度から平成30年度まで	116,000	74	東小川川通常砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	30,000
61	県道大在大分港線道路施設補修事業 (大在大橋)	平成29年度から平成30年度まで	186,000	75	福良川通常砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	30,000

平成二十九年三月三十日

大分県報号外(告示)

平成二十九年三月三十日

大分県報号外（告示）

八

76	迫ノ奥川通常砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	40,000	90	営繕関係受託事業	平成29年度から平成32年度まで	2,479,633
77	常磐川通常砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	35,000	91	県立学校施設整備事業（三重総合高等学校久住校）	平成29年度から平成30年度まで	354,097
78	平原下川通常砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	40,000	92	共同実習船建造事業	平成29年度から平成30年度まで	1,492,072
79	朝日川火山砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	40,000	93	スクールバス整備事業	平成29年度から平成30年度まで	35,976
80	小園川火山砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	40,000	94	県立スポーツ施設建設事業	平成29年度から平成30年度まで	20,702
81	観海寺川火山砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	40,000	95	鑑識科学センター整備事業	平成29年度から平成30年度まで	1,241,553
82	下小袋川火山砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	30,000				
83	五名川火山砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	40,000				
84	境川特定緊急砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	50,000				
85	田平地区急傾斜地崩壊対策事業	平成29年度から平成30年度まで	45,000				
86	祇園洲柳原線街路改良事業	平成29年度から平成30年度まで	50,000				
87	生活排水処理施設整備費補助	平成29年度から平成41年度まで	323,427				
88	大分スポーツ公園総合競技場施設整備事業	平成29年度から平成31年度まで	156,000				
89	県営住宅建設事業	平成29年度から平成30年度まで	344,801				



第3表

			地 方 債		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
防災情報伝達体制整備費	千円 350,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、財務省財政融資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。	
防災施設整備費	8,000				
社会福祉施設整備費	72,000				
土地改良費	1,983,000				
農地防災事業費	667,000				
林道費	186,000				
造林費	152,000				
治山費	1,485,000				
沿岸漁場基盤整備費	312,000				
漁港費	665,000				
共生のまち整備費	72,000				
道路費	20,342,000				
河川費	5,691,000				
海岸費	232,000				

平成二十九年三月三十日

大分県報号外（告示）

九

砂防費	2,854,000		
港湾費	929,000		
空港建設費	329,000		
街路費	890,000		
都市環境整備費	159,000		
住宅建設費	282,000		
防災対策推進費	505,000		
県立学校施設整備費	2,258,000		
県立スポーツ施設整備費	528,000		
警察施設整備費	1,063,000		
交通安全施設整備費	339,000		
土木施設災害復旧費	2,393,000		
漁港施設災害復旧費	33,000		
治山施設災害復旧費	106,000		
臨時財政対策債	26,446,000		

	計	71,331,000			
	合				

平成二十九年三月三十日

大分県報号外（告示）

平成29年度 大分県公債管理特別会計予算

平成29年度大分県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,335,775千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 公債管理費	1 繰入金	84,847,775
	2 県債	46,488,000
	歳入合計	131,335,775
(歳出)		
款	項	金額
1 公債管理費	1 公債費	131,335,775
	歳出合計	131,335,775

第2表

## 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 46,488,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

平成29年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算  
 平成29年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ166,713千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 第1表

(歳入)		歳入歳出予算	
款	項	金額	額
1 母子父子寡婦福祉資金	1 繰入 2 繰越 3 諸収	1 繰入金	6,356
		2 繰越金	93,250
		3 諸収	67,107
歳入合計			166,713
(歳出)			
款	項	金額	額
1 母子父子寡婦福祉資金	1 母子父子寡婦福祉資金		166,713
歳出合計			166,713

平成29年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計予算  
 平成29年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,485千円と定める。

(歳入)		歳入歳出予算	
款	項	金額	額
1 中小企業設備導入資金	1 繰入 2 繰越 3 諸収	1 繰入金	40,076
		2 繰越金	3,464
		3 諸収	73,945
歳入合計			117,485
(歳出)			
款	項	金額	額
1 中小企業設備導入資金	1 中小企業設備導入資金		117,485
歳出合計			117,485

平成29年度 大分県流通業務団地造成事業特別会計予算  
 平成29年度大分県流通業務団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ663,181千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 第1表

歳入歳出予算

(歳入)		項	金額		
	款		金額		
1	流通業務団地費		千円 663,181		
		1	財産収入		
			663,181		
	歳入合計				663,181
(歳出)					
	款	項	金額		
1	流通業務団地費		千円 663,181		
		1	土地造成費		
			663,181		
	歳出合計				663,181
平成29年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算 平成29年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,008,186千円と定める。					
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					
第1表					
(歳入)		歳入歳出予算			
	款	項	金額		
1	貸付勘定		千円 1,004,650		
		1	繰入金		
			187,500		
		2	繰越収入		
			611,317		
		3	諸収入		
			3,536		
		1	繰入金		
			3,269		
		2	諸収入		
			267		
		歳入合計			1,008,186
(歳出)					
	款	項	金額		
1	貸付勘定		千円 1,004,650		
		1	林業・木材産業改善資金		
			250,000		
		2	木材産業等高度化推進資金		
			750,000		
		3	林業就業促進資金		
			4,650		
		2	業務勘定		
		1	林業・木材産業改善資金		
			3,269		
		2	木材産業等高度化推進資金		
			267		
		歳出合計			1,008,186
平成29年度 大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算 平成29年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,954千円と定める。					
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					

平成二十九年三月三十日

大分県報号外(五六)

歳入歳出予算

第1表		歳入歳出予算			
(歳入)					
款	項	金額		金額	
1 貸付勘定	1 繰越金	157,668			
	2 諸収入	42,332			
2 業務勘定		1,954			
	1 繰入金	1,954			
歳入合計		201,954			
(歳出)					
款		項	金額		
1 貸付勘定	1 沿岸漁業改善資金	200,000			
	2 業務勘定	1,954			
	1 沿岸漁業改善資金	1,954			
歳出合計		201,954			
平成29年度 大分県営営林事業特別会計予算					
平成29年度大分県営営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583,942千円と定める。					
		歳入歳出予算			
(歳入)					
款	項	金額		金額	
1 県営林事業費	1 使用料及び手数料	34			
	2 財産収入	416,186			
	3 繰入金	119,518			
	4 繰越金	1			
	5 諸収入	9,203			
	6 県債	39,000			
歳入合計		583,942			
(歳出)					
款		項	金額		
1 県営林事業費	1 県営林事業費	351,632			
	2 県民有林事業費	232,310			
歳出合計		583,942			

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)  
第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表  
歳入歳出予算

(歳入)

千円  
583,942

1 県営林事業費

34  
416,186  
119,518  
1  
9,203  
39,000

583,942

(歳出)

1 県営林事業費

351,632  
232,310

歳

出

合計

583,942



第2表

## 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伐採事業費	千円 31,000	証書借入れの方法により日本政策金融公庫から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、40年度間以内に元利均等の年賦償還の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、又は繰上償還を行うことができる。
営林造成事業費	8,000			
合 計	39,000			

平成29年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

平成29年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ658,998千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 大分県臨海工業地帯建設事業費	1 財産収入	5,317
	2 繰入金	23,581
	3 繰越金	100
	4 県債	630,000
歳入合計		658,998
(歳出)		
款	項	金額
1 大分県臨海工業地帯建設事業費	1 土地造成費	658,998
	歳出合計	658,998

第2表

## 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	千円 630,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

## 平成29年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算

平成29年度大分県港湾施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,821,781千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

## 歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 港湾施設整備事業費	1 使用料及び手数料	1,393,781
	2 県債	428,000
	歳入合計	1,821,781
(歳出)		
款	項	金額
1 港湾施設整備事業費		千円
	1 港湾施設整備事業費	1,821,781
歳出合計		1,821,781

第2表

## 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設建設事業費	千円 428,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

平成29年度 大分県用品調達特別会計予算

平成29年度大分県用品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,607,500千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 第1表

(歳入)		歳入歳出予算	
款	項	金額	千円
1	用品調達費		1,607,500
	1 用品収入		1,606,000
	2 繰越金		1,500
歳入合計			1,607,500
(歳出)			
款	項	金額	千円
1	用品調達費		1,607,500
	1 用品調達費		1,607,500
歳出合計			1,607,500

平成29年度 大分県病院事業会計予算

(総則)

- 第1条 平成29年度大分県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	病床数	578床
1	一般病床	566床
	感染症病床	12床
2	年間延患者数	359,680人
	入院	148,766人
	外来	210,914人
3	一日平均患者数	1,272人
	入院	408人
	外来	864人
4	建設改良計画	1,602,248千円
	資産購入関係	400,000千円
	医療機械器具	400,000千円
	改築事業関係	1,202,248千円
	改築工事他	1,202,248千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	病院事業収益	15,366,940千円
第1項	医療収益	14,176,361千円
第2項	医療外収益	1,171,134千円
第3項	特別利益	19,445千円
	支出	

第1款 病院事業費用

第1項	医療費用	15,078,339千円
第2項	医療外費用	131,483千円
第3項	特別損失	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する608,468千円は、過年度分損益勘定留保資金489,784千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額118,684千円で補てんするものとする。)

第1款	資本的収入	1,954,795千円
-----	-------	-------------

第1項	企業債	1,470,000千円
第2項	負担金	480,428千円
第3項	補助金	4,367千円
支 出		
第1款	資本的支出	2,563,263千円
第1項	建設改良費	1,602,248千円
第2項	企業債償還金	954,335千円
第3項	他会計からの借入金償還金	6,680千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大分県立病院大規模改修2期工事	平成29年度から平成32年度まで	千円 2,564,058

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
改築事業費	千円 1,071,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、3年以内のすえ置期間を含め、30年以内に元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は借入先の定めるところ又は発行要綱による。
医療機器整備事業費	399,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、1年以内のすえ置期間を含め、5年以内に元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は借入先の定めるところ又は発行要綱による。
合計	1,470,000			



<p>(一時借入金)</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>1 医業費用と医業外費用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>1 職員給与費 7,313,101千円 2 交際費 250千円 (たな卸資産の購入限度額)</p> <p>第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,635,374千円と定める。 平成29年度 大分県電気事業会計予算 (総則)</p> <p>第1条 平成29年度大分県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)</p> <p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <p>1 年間販売電力量 248,584,354kWh 2 主たる建設計画 (1) 大野川発電所リニューアル事業 353,868千円 (2) 北川ダム維持流量放流設備新設事業 275,834千円 (3) 芦川篠原線No11～15間鉄塔改良工事 134,836千円 (収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <p>収入</p> <p>第1款 電気事業収益 2,487,832千円 第1項 営業収益 2,381,165千円 第2項 財務収益 64,629千円 第3項 事業外収益 41,738千円 第4項 特別利益 300千円</p>		<p>支出</p> <p>第1款 電気事業費用 2,163,076千円 第1項 営業費用 2,056,455千円 第2項 財務費用 45,183千円 第3項 事業外費用 51,138千円 第4項 特別損失 300千円 第5項 予備費 10,000千円 (資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,655,963千円は、中小水力発電開発改良積立金700,000千円、地域振興積立金50,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額83,190千円、過年度分損益勘定留保資金469,823千円及び当年度分損益勘定留保資金352,950千円で補填するものとする。)</p> <p>収入</p> <p>第1款 資本的収入 98,588千円 第1項 負担金 98,239千円 第2項 投資償還金 349千円 支出</p> <p>第1款 資本的支出 1,754,551千円 第1項 建設改良費 1,370,562千円 第2項 企業債償還金 323,989千円 第3項 繰出金 50,000千円 第4項 予備費 10,000千円 (債務負担行為)</p> <p>第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。</p> <p>事項 期間 限度額</p> <p>大野川発電所リニューアル事業 平成29年度から平成32年度まで 千円 3,755,160</p> <p>北川ダム維持流量放流設備新設事業 平成29年度から平成30年度まで 258,655</p>	
---	--	---	--

<p>下赤発電所ローラーゲートワイヤロープ取替工事</p>	<p>平成29年度から平成30年度まで</p>	<p>6,112</p>	<p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <p>収入</p> <p>第1款 工業用水道事業収益 2,382,486千円</p> <p>第1項 営業収益 2,159,926千円</p> <p>第2項 営業外収益 222,260千円</p> <p>第3項 特別利益 300千円</p> <p>支出</p> <p>第1款 工業用水道事業費用 2,059,377千円</p> <p>第1項 営業費用 1,896,824千円</p> <p>第2項 営業外費用 152,253千円</p> <p>第3項 特別損失 300千円</p> <p>第4項 予備費 10,000千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額775,498千円は、地域振興積立金100,000千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,569千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,838千円、過年度分損益勘定留保資金635,091千円で補填するものとする。）。</p> <p>収入</p> <p>第1款 資本的収入 9,773千円</p> <p>第1項 負担金 9,630千円</p> <p>第2項 投資償還金 143千円</p> <p>支出</p> <p>第1款 資本的支出 785,271千円</p> <p>第1項 建設改良費 304,386千円</p> <p>第2項 企業債償還金 370,885千円</p> <p>第3項 繰出金 100,000千円</p> <p>第4項 予備費 10,000千円</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p>
<p>別府発電所リニューアル事業</p>	<p>平成29年度から平成30年度まで</p>	<p>108,000</p>	<p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <p>収入</p> <p>第1款 工業用水道事業収益 2,382,486千円</p> <p>第1項 営業収益 2,159,926千円</p> <p>第2項 営業外収益 222,260千円</p> <p>第3項 特別利益 300千円</p> <p>支出</p> <p>第1款 工業用水道事業費用 2,059,377千円</p> <p>第1項 営業費用 1,896,824千円</p> <p>第2項 営業外費用 152,253千円</p> <p>第3項 特別損失 300千円</p> <p>第4項 予備費 10,000千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額775,498千円は、地域振興積立金100,000千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,569千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,838千円、過年度分損益勘定留保資金635,091千円で補填するものとする。）。</p> <p>収入</p> <p>第1款 資本的収入 9,773千円</p> <p>第1項 負担金 9,630千円</p> <p>第2項 投資償還金 143千円</p> <p>支出</p> <p>第1款 資本的支出 785,271千円</p> <p>第1項 建設改良費 304,386千円</p> <p>第2項 企業債償還金 370,885千円</p> <p>第3項 繰出金 100,000千円</p> <p>第4項 予備費 10,000千円</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p>
<p>(一時借入金)</p> <p>第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p>			
<p>第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>1 営業費用と事業外費用</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することできない経費)</p>			
<p>第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>1 職員給与費 727,660千円</p> <p>2 交際費 432千円</p> <p>(たな卸資産購入限度額)</p>			
<p>第9条 たな卸資産の購入限度額は、21,600千円と定める。</p> <p>平成29年度 大分県工業用水道事業会計予算</p> <p>(総則)</p>			
<p>第1条 平成29年度大分県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(業務の予定量)</p>			
<p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <p>1 給水事業所数 43事業所</p> <p>2 年間総給水量 201,826,850m<sup>3</sup></p> <p>3 1日平均給水量 553,050m<sup>3</sup></p> <p>4 主たる建設計画</p> <p>(1) 給水ネットワーク排泥施設設置工事 102,525千円</p> <p>(2) 給水ネットワーク現場計装設備工事 63,720千円</p> <p>(3) 取水塔及び取水ゲート耐震化工事 37,099千円</p> <p>(収益的収入及び支出)</p>			

1 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 418,021千円 |
| 2 交際費   | 108千円     |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、36,600千円と定める。